

千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱

千 葉 市

令和8年3月

千葉県緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害直後の避難や救助、物資供給等の応急活動を円滑に行うため、緊急輸送道路沿道の樹木管理に関し、必要な事項を定めることにより、民有地内にある樹木の適正管理を促し、倒木被害に対する意識喚起を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幹周 「千葉県公園緑地工事共通仕様書（平成24年4月）表2-1 公共用緑化樹木等の品質寸法基準（案）における用語の定義」によるものをいう。
- (2) 樹高 「千葉県公園緑地工事共通仕様書（平成24年4月）表2-1 公共用緑化樹木等の品質寸法基準（案）における用語の定義」によるものをいう。
- (3) 緊急輸送道路 大規模災害が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、千葉県が指定した路線である緊急輸送道路（1次路線、2次路線及び3次路線）をいう。

(対象区域の設定)

第3条 市長は、緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、千葉市が管理する緊急輸送道路の沿道を重点的に管理すべき対象区域として設定する。

(管理協定の締結)

第4条 市長は、前条に規定する対象区域のうち、適切な維持管理を行うための区域を指定するときは、当該区域の土地所有者（土地所有者が複数人いる場合は土地所有者代表）と、別に定めるところにより緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する協定（以下「管理協定」という。）を締結するものとし、締結された一定の区域を、緊急輸送道路沿道樹木の管理区域（以下「管理区域」という。）とする。

- 2 管理協定の期間は当該年度の3月31日までとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による協定期間が満了する日の3月前までに、土地所有者（土地所有者が複数人いる場合は土地所有者代表）と市長のいずれからも本協定を更新しない旨の申し出をしなかった場合には、引き続き1年間、同一内容をもって協定が更新され、以降も同様とする。
- 4 市長は、管理協定を締結した者に対し、パトロール等により当該土地の樹木等が道路区域に支障をきたしていることを発見した場合は、適正な維持管理を促すことができる。

(奨励金)

第5条 市長は、管理区域における維持管理への協力に対して、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

2 奨励金の交付対象となる事業は、管理区域に存する樹木を伐採するものであって、対象となる樹木（以下「対象樹木」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 幹周60センチメートル以上かつ樹高5メートル以上の樹木

(2) 以下に示す項目のいずれかに該当し、倒木の恐れがあると判断される樹木

ア 空洞 樹幹に空洞があり、概ね幹周の1/3以上又は幹径の1/3以上の深さまで達している。

イ 亀裂 樹幹に亀裂が見られ、樹径の1/3以上の深さまで達している。

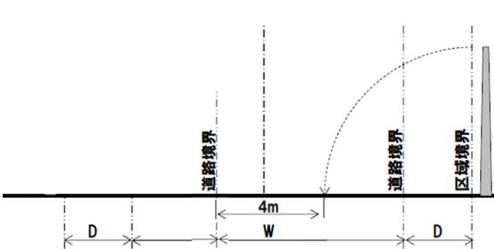
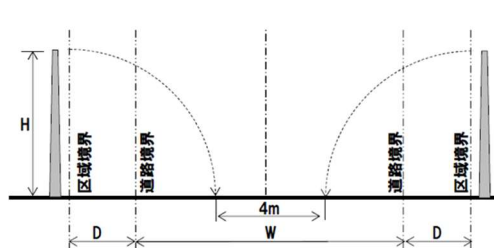
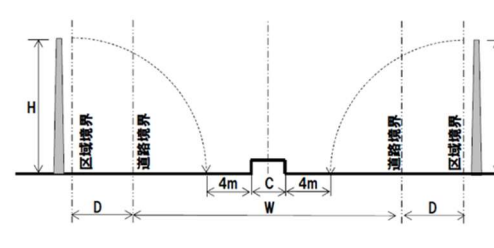
ウ 腐朽 樹幹又は根元（樹自体）にキノコが生えている。

エ 枯れ 紅葉期又は落葉期以外に、葉の大部分が変色又は落ちている。

オ 病虫害 樹幹に食痕が見られ樹皮が剥がれている。根元にフラス（木くず）が堆積している。

カ 傾倒 周囲の樹木に比べて、不自然に大きく（概ね20度以上）傾いている。

(3) 次に示す倒木により、緊急車両の通行に必要な4m以上の幅員を確保できない樹木

分類	算出方法
<p>中央分離帯がなく、 道路片側に対象樹木 がある場合</p>	 <p> W: 道路幅員 H: 対象樹木の樹高 D: 道路境界から樹木までの距離 $H \geq W - 4 + D$ </p>
<p>中央分離帯がなく、 道路両側に対象樹木 がある場合</p>	 <p> W: 道路幅員 H: 対象樹木の樹高 D: 道路境界から樹木までの距離 $H \geq (W-4) / 2 + D$ </p>
<p>中央分離帯が ある場合</p>	 <p> W: 道路幅員 H: 対象樹木の樹高 D: 道路境界から樹木までの距離 $H \geq (W-C) / 2 - 4 + D$ </p>

(交付対象事業者)

第6条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象樹木が存する土地を所有し、占有し、又は管理しているもの。なお、対象樹木が存する土地が、千葉県が定める地域森林計画の対象となる森林の区域に該当する場合、森林整備事業の補助要件を満たしていないこと。
- (2) 前号に規定するものが、同一年度にこの奨励金の交付を受けたことがないこと。
- (3) 同一年度に同一地番の土地で奨励金の交付を受けたものがないこと。

(暴力団等の排除)

第6条の2 市長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付を決定しない。

- (1) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

(奨励金の交付額及び限度額)

第7条 奨励金の交付額及び奨励金限度額は、次のとおりとする。

対象樹木の規格		1本あたり 奨励金額	道路に越境している場合 の1本あたり奨励金額	申請1件あたり 奨励金限度額
サイズ小	幹周が60cm以上 120cm未満の場合	100千円	50千円	300千円
サイズ中	幹周が120cm以上 180cm未満の場合	150千円	100千円	
サイズ大	幹周が180cm以上 の場合	200千円	150千円	

算出方法

対象樹木毎、規格に応じて定めた1本あたり奨励金額により算出し、総和を奨励金額とする。ただし、奨励金限度額以内とする。

【算出例】

奨励金対象樹木、サイズ小が2本、サイズ大の道路に越境している樹木が1本の場合

$$(2本 \times 100千円) + (1本 \times 150千円) = 350千円$$

ただし、上限金額を超えるため300千円が奨励金額となる。

(交付の申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者は、作業の着手前に緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 作業前の現場写真
- (3) 申請者と土地所有者が異なる場合や土地所有者及び使用収益権者等の土地の権利者が複数人いる場合は、権利者の承諾書(様式第2号)及び土地所有者または土地所有者代表の誓約書(様式第3号)
- (4) 公図及び登記簿謄本等の土地の権利者がわかる資料(公図には対象樹木の位置を記載)
- (5) 管理協定未締結の場合は、記名押印した協定書2通
- (6) その他市長が必要であると認める書類

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、必要に応じて当該申請場所の調査を行い奨励金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の可否を決定したときは、緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付決定通知書(様式第4号)又は緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金不承認通知書(様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により奨励金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 4 前2項の規定により、奨励金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、通知書を受理した日から1月以内に事業に着手するものとし、着手前に着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(変更又は中止の届出等)

第10条 交付対象者が、作業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、緊急輸送道路沿道樹木伐採内容変更・中止届出書(様式第7号)に第8条各号に掲げる書類のうち市長が必要であると認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに届出の内容を審査し、変更又は中止の承認の可否を決定し、緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付変更・中止決定通知書(様式第8号)により、交付対象者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する市長の承認を受けずに作業に着手又は作業の内容を変更した場合は、奨励金対象外とする。

(作業完了報告)

第11条 交付対象者は、作業が完了した日から1月以内に、緊急輸送道路沿道樹木伐採完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告し、奨励金の交付の決定を受けた年度内に当該作業の完了検査を受けなければならない。

- (1) 作業後の現場写真
- (2) その他市長が必要であると認める書類

(奨励金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査及び完了検査を行い、適当と認めるときは、奨励金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の額を確定したときは、緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金額確定通知書(様式第10号)により、交付対象者にその旨を通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第13条 前条に規定する通知書を受けた交付対象者は、緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金請求書(様式第11号)により、速やかに市長に奨励金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による奨励金の請求があったときは、速やかに当該交付対象者に奨励金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 交付対象者は、奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付決定取消通知書(様式第12号)により、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。

(奨励金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金返還命令書(様式第13号)により、当該交付対象者から当該奨励金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。